【新潟県漁業信用基金協会保証付融資の概要】

| ご利用対象者 | 中小漁業者等(※)で以下のいずれかの要件を満たす方 |
|----------|------------------------------------------|
| | ・新潟県漁業信用基金協会の会員であること |
| | ・会員である漁業協同組合または水産加工業協同組合の組合員であること |
| お使いみち | 漁業経営に必要な運転資金・設備資金 |
| | 水産物の加工・運搬・販売に関する運転資金・設備資金 |
| ご融資形態 | 手形貸付、証書貸付 |
| ご融資期間 | 運転資金:10年以內 |
| | 設備資金:10年以內 |
| ご返済方法 | 期日一括返済または元金均等分割返済 |
| ご融資金利 | 審査結果に応じた当行所定の金利となります。 |
| | ご融資金利は固定または当行短期プライムレートに連動した金利となります。 |
| 担保 | 保証機関の規定により、個別にご相談させていただきます。 |
| 保 証 人 | 保証機関の規定により、個別にご相談させていただきます。 |
| 保証料率 | 別途、保証料が必要となります。 |
| | (参考:平成 27 年 7 月 21 日現在の保証料率 0.99%~2.00%) |
| 制度資金の | 当行では一般資金(事業資金)のお取扱いをいたします。 |
| お取扱いについて | 各制度資金のお取扱いはできません。 |
| 取 扱 店 舗 | 新潟県内店舗 |

※中小漁業者等とは:「中小漁業融資保証法第2条」に定められた、次に掲げる者とする。

①漁業を営む個人および漁業に従事する個人②漁業を営む法人(水産業協同組合を除く)であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が3,000トン以下であるもの③水産加工業を営む個人④水産加工業を営む法人(水産業協同組合を除く)であって、その常時使用する従業者の数が300人以下又は資本の額若しくは出資の総額が1億円以下であるもの⑤水産業協同組合⑥水産振興法人⑦水産業協同会社⑧水産業任意団体